

## 一般演題1 O1-5 安全対策委員会への質問から視えた現状

石川勝清 大久保 淳 木山輝郎 土居 浩  
灘吉進也 羽生田義人 藤田 智  
右田平八 三谷昌光 森 幸夫 柳下和慶  
高倉照彦

亀田総合病院 医療技術管理部

### 【はじめに】

高気圧酸素治療装置を保有する施設数<sup>1)</sup>は13年前より224施設<sup>2)</sup>294台減少で、現在は459施設562台が保有されている。これら施設には高気圧酸素治療専門技師が必ず常勤しているとは限らない現状がある。2018年の診療報酬改正後から高気圧環境・潜水医学会学には安全治療に関係する質問が届くようになった。質問の内容から一部の施設では高気圧酸素治療の基礎知識に乏しい状態で、かつ医師からの治療依頼を受けるも、安全性について相談できずに高気圧酸素治療が行われている現状が有ると考えられる。

### 【目的】

日本高気圧環境・潜水医学会に送られてくる質問内容から治療に携わる臨床工学技士、看護師の高気圧関係の知識がどの程度かを知る。学会を通じて治療に携わる安全教育の活動を広く浸透させ安全治療が行われる為にも高気圧酸素治療専門技師の取得を望む。

### 【方法】

日本高気圧環境・潜水医学会学の安全対策委員会に臨床工学技士などから寄せられた質問内容から、持込品、設備関係、その他に分け高気圧酸素治療に対するどのような質問が多いか分析をおこなった。

### 【結果】

質問の内容から明らかになったのは、患者に対して主治医に持込品等に対して聞いても高気圧酸素治療の安全性は専門外でありすべて技師に任せているので判らないと言われていると思われる。それでも治療に携わる技師は酸素使用と発火性の問題などの禁忌事項等は認識していると思われる。また高気圧酸素治療に対する基礎知識が乏しいのか、治療前点検では安全基準を理解していないためなのか、持込み品の判断ができていないと思われる。このように高気圧

酸素治療は保有しているが専門医、専門技師が居ない施設内では安全管理が徹底されていないため学会に問い合わせがくるのが分かった。

### 【考察】

学会の高気圧酸素治療の安全基準第18条、20条では「装置を使用しようとする医療機関は、高気圧医学専門医、高気圧酸素治療専門技師を常勤させなければならない。」と規定されている。これは高気圧酸素治療が特殊環境下なため生理学的負荷、緊急対応の難しさ、持込み品でカイロ等が見落とされれば重大事故に直結していることから過去の治療装置爆発事故を教訓に重要項目として規定した。しかし現状では治療専門技師の数も充足されておらず、かつ専門知識もなく治療に従事している現状が分かった。国内において高気圧酸素治療装置の事故は1996年以降発生していない。しかし、診療報酬改定に伴い治療装置を増設する施設もあるが、安易に増収益目的で治療装置を新設する施設では安全基準順守し、学会主催の教育集会等に臨床工学技士、看護師の参加を義務化にしていきたい。

### 参考資料

- 1) 高気圧酸素安全協会：全国都道府県別装置設置施設数・台数集計表／マップ，Vol.54：2020
- 1) 高気圧酸素安全協会：全国都道府県別装置設置施設数・台数集計表／マップ，Vol.17：2008



図1 装置台数



図2 問合せ内容

表1 年間質問件数

### 安全対策委員会任期期間中に受けた質問

2019年11月～2021年10月

2017年度	0件
2018年度	6件
2019年度	5件
2020年度	11件
2021年度	2件

診療報酬改定2027では、「高気圧酸素治療を行うに当たっては、潜水医学会より安全管理が定められているので、これらの事項を十分留意すべきものである」